
持続可能性報告書の保証にかかるヨーロッパ 会計士連盟(FEE)のステートメントの意義と内容

－FEE Call for Action:Assurance for Sustainability を中心に－

甲南大学会計大学院 教授 伊豫田隆俊

① はじめに

経済社会における企業のプレゼンスが高まるにつれ、一般社会の企業に対する情報開示要求も、これまでのように単なる財務情報にとどまることなく、広く環境情報や社会関連情報にも及ぶようになってきた。かかる情報開示要求に対処すべく、先進主要国における多くの企業が持続可能性報告書(sustainability report)の作成・開示を行うようになってきたが、当該報告書の記載内容やその保証に関する法的フレームワークや概念フレームワークについては、今なお明確にされているとは必ずしもいえない状況にある。

かかる状況のもとで、ヨーロッパ会計士連盟(Federation des Experts Comptables Européens : FEE)は、1990年代後半以降、とくに環境情報を中心にしながら、その保証業務に関する国際的な議論を促進し、社会的に合意を得た規準を確立すべく、いくつかのステートメントを精力的に公表してきた¹。さらに、これらの研究成果を敷衍する形で、2004年6月には「持続可能性報告書に関する保証についての行動要求(FEE Call for Action:Assurance for Sustainability)」を公表し、取扱うべき問題を単に環境情報にとどめることなく、人権や労働問題等をも含めた社会関連情報にまで広げて議論を展開しているのである。

持続可能性報告書における社会関連情報の開示と保証のあり方について検討することは、今後の経済社会の調和的発展や企業の持続可能な発展を図るうえで必要不可欠といえるが、その際、この分野における先駆的研究として位置づけられるFEEのステートメントを批判的に分析し、検討することは、きわめて重要な意義を有すると考えられる。

本稿では、上述のFEEのステートメントを手がかりにしながら、社会関連情報の開示と保証をめぐる国際的動向の一端について紹介していくことにする。

1 FEEの公表してきた環境情報の開示と保証に関するステートメントの内容については、拙稿「環境報告とその保証についての国際機関の対応－最近の動向を踏まえながら」上妻義直編著『環境報告書の保証』(日本監査研究学会リサーチ・シリーズIV)同文館、平成18年を参照されたい。

② 「持続可能性報告書に関する保証についての行動要求」の構成とその内容

さて、本ステートメントの構成は、下記のようになっている。

- 1 序 (Introduction)
- 2 保証にあたっての障碍(Obstacles to Assurance)
 2. 1 技術的問題(Technical Issues)
 2. 2 報告および保証のためのビジネスケースの確立(Establishing the Business Case for Reporting and Assurance)
- 3 報告および報告者(Reporting and Reporters)
- 4 保証の発展におけるステークホルダー(Stakeholders in the Development of Assurance)
 - (ア) 序(Introduction)
 - (イ) 投資者(Investors)
 - (ウ) 政府(Government)
 - (エ) 非政府組織(NGOs)
- 5 保証に関わる国際機関およびその見解(International bodies and pronouncements for Assurance)
 5. 1 序(Introduction)
 5. 2 国際機関(International Bodies)
 5. 3 IFAC およびその規準(IFAC and its Standards)
 5. 3. 1 総論(General)
 5. 3. 2 専門的見解(Professional Pronouncements)
 5. 3. 3 技術的規準(Technical Standards)
 5. 3. 4 持続可能性に関する保証のもつインプリケーション(Implications for Sustainability Assurance)
 5. 4 説明責任(Accountability)
- 6 長期的な将来ビジョン(Visions of the Long-Term Future)
- 7 保証に関する近年の状況(Current State of Assurance)
 7. 1 序(Introduction)
 7. 2 保証の付与者(The Assurers)
 7. 3 財務諸表に関わる保証の展開 (Developments in Assurance related to Financial Statements)
 7. 4 近年の保証実務から生じる諸問題(Issues arising from Current Assurance Practice)
 7. 4. 1 全般的見解(Overall View)
 7. 4. 2 保証者に対する信用(Trust in the Assurers)
 7. 4. 3 持続可能性情報に対する報告(Reporting on the Sustainability Information)
 7. 4. 4 勧告および助言(Recommendation and Commentary)
 7. 4. 5 時間をかけての変化(Changes over time)
 7. 4. 6 持続可能性報告書に対する保証の含意(Assurance Implicit in Sustainability Reports)
- 8 行動要求(Call for Action)

一見して明らかのように、本ステートメントは、持続可能性報告書に対する保証の付与に関する問題点をほぼ網羅しており、かつその内容も詳細かつ多岐にわたっている。とりわけ、最後の行動要求

の章においては、持続可能性報告書に対する保証付与を制度化し、実効性のあるものにしていくために保証付与者や利用者を含めたステークホルダーが今後取り組むべき課題を具体的に指示しているの
あって、この点からも、この問題に対する FEE の並々ならぬ決意ないし姿勢が見て取れるのである。
以下、本ステートメントを訳出しながら、その内容を紹介することにしよう。

(1) 保証にあたっての障碍

本ステートメントは、まず、その作成意図が「FEE をして基準設定主体の業務に貢献するであ
ろう、持続可能性報告書に対する保証の付与に関する技術的立場の確立を可能ならしめること」にある
旨を明らかにしている²。そして、その内容については、本質的にテクニカルなものではなく、むしろ
包括的な持続可能性報告書から財務諸表を含めた年次報告書での個別開示に至る、多様な様式をと
りうる持続可能性報告書の背後に存する様々な論点を検討するものであることを明示するのである。

ところで、持続可能性報告書に対する保証は、財務報告にかかる保証に比べて著しく未成熟である
が、FEE は、その理由として、(i) 持続可能性報告書に対し保証を付与することを妨げる技術的問
題が存在すること、および(ii) 持続可能性報告およびそれに対する実務が未だ十分には承認されてい
ないこと、という点を指摘している³。とりわけ、(i) の技術的問題に関しては、持続可能性報告書
に関する「一般に認められた権威ある基準の欠如」が含まれること、および仮にそれが利用可能な場
合であっても、持続可能性報告書は財務諸表に比べて著しく定性的であることから、報告者や保証の
付与者に対して困難をもたらすことになると述べ、下記の事項を例示している⁴。すなわち、

- (i) 財務諸表の開示が一般に共通の単位（ユーロ等）によって表現されるのに対して、持続可能性
の業績尺度については承認された共通の単位が存在しない。
- (ii) 財務諸表は、主たる利用者（株主）のために作成されるが、持続可能性報告書は、その相対的
重要性が企業ごとに異なる多くの利用者を念頭に置いている。
- (iii) 持続可能性報告書には、報告主体の政策やステークホルダーとの対話といった事項が含まれる
が、それらは本質的に報告成果としては異なるものである。
- (iv) 持続可能性報告書には、(非定量的な社会的影響の評価といった) 開示それ自体に対するのと同
様に、(二次的影響が報告される範囲やステークホルダーとして承認される範囲といった) その記
載領域全体にわたって高度に主観的な判断が含まれる。
- (v) 持続可能性報告書の開示のうちのあるものは、(国別もしくは企業別の業績数値といった) 外部
情報に依存している。

さらに、FEE は、こうした技術的困難に加えて、報告者は、成熟していないシステムや手続、不
完全な報告、あるいは比較情報の欠如といった問題にも遭遇することになると指摘する一方で、会社
への信頼という概念が次第にその重要性を増していることから、こんにちでは広範な利害関係者集団
が、経営者や会社はどのように行動しているのかについて関心を有していることを指摘する。したが
って、いわゆる資本維持の概念についても、人的資本や環境資本の維持、もしくはそれらに対する受託
責任にまで拡張されてきており、かかる状況のもとでは、企業は、持続可能性報告書を通じてこれら
の論点を明らかにすることを通じて、企業自体のブランド価値を高めることができるし、あるいは批
判的なマスメディアのコメントや製品のボイコット、さらに倫理的投資家が他の分野に投資を移して
しまうといったリスクの緩和にも役立てることができるとする。そして、このことが、環境に比較的

2 FEE, *Call for Action: Assurance for Sustainability*, FEE, June 2004, p.7.

3 *Ibid.*, p.9.

4 *Ibid.*, p.9.

重要な影響を与える会社が「早期の報告者」として振る舞うとともに、彼らが独立の保証に価値を認めてきたひとつの理由なのであり⁵、自発的な持続可能性報告書の開示と保証付与の理由なのであると結論づけるのである。

しかしながら、他方で、その開示と保証の実施に際してのコスト＝ベネフィットについても考慮を払うべきことに注意を喚起している。ただ、これについては、現時点で明確な尺度が存在しないために、投資家は、持続可能性報告書はすぐれた財務上のパフォーマンスに貢献するという点に関して、個別的なケースによって納得せざるを得ないと主張する。このことは、投資家は「悪い評判」が立つというリスクの緩和を通じて、持続可能性報告書の便益を評価せざるを得ないことを意味する。したがって、例えば、投資家は、良好な雇用状況を維持している会社について、その労働者に対する便益にもとづいてではなく、悪評判というリスクの軽減にもとづいて当該会社を評価することになるのである。

(2) 報告および報告者⁶

持続可能性報告書は、当初1980年代後半に、幅広い認知を得た環境、健康および安全に関する報告から発展してきた。1992年にリオデジャネイロで開催された国連(UN)の「環境および発展に関する会議」以後、持続可能性報告書の発展は、一般に、会社の報告に社会的な側面を付加するよう促す用語となってきたのである。とりわけ、環境情報については、これを年次報告の一部として利用可能ならしめることもできるし、これらの事項に強い関心を抱く特定の人々に対する情報提供を意図した環境報告書を別個に作成することも可能とされている。

ところで、歴史的にみれば、こうした情報の開示を最初に選択したのは、環境にもっとも直接的な影響をもたらすと認識された製造業や(石炭、石油およびガスといった)採掘産業に属する会社、および社会的事項に対する意識が高まるにつれて社会的インパクトとの大きい会社、例えば、発展途上国で操業している会社などであったといわれる。報告を行う会社が増加するにつれて、それらが報告する方法も次第に変化してきた。いうまでもなく、すべての報告は、必要なデータを提供できるマネジメント報告システムの発展に依存しており、それは報告しようとする経営者の欲求と報告する能力との間にギャップを導くことになろう。かかる状況のもとで、財務諸表に関わる開示が法律により要求されている規制領域が存在する一方で、(i)ステークホルダーの期待、(ii)実務の出現、他の会社の事例考察を通じた発展、(iii)自発的なガイドラインの出現、といった事実と調和する形で報告実務が個別的に発展してきたのである。かかる開示実務が進展するにつれて、持続可能性報告書の利用者が、記載された事項が報告会社に対する関心を不当に向上させることがないように、記載内容が公正なものである旨保証を付与させることに関心をもつようになったことも当然の帰結といえよう。

(3) 保証の発展におけるステークホルダー⁷

持続可能性報告書に関する諸問題を議論する際に、「ステークホルダー」という用語は、会社の持続的な発展に関する決定に明確な関心を有するか、あるいは有しうる個人または組織を意味している。いうまでもなく、彼らの関心は企業の様々な意思決定に影響を及ぼすであろうし、また反対に、彼らは企業の意思決定により少なからず影響を受けることになる。一般に、会社は、かかるステークホルダーとして、投資者やその他の資本提供者、政府、被雇用者、仕入先、顧客、環境その他によって潜在的に影響を受ける(非政府組織に代表される)その他の人々を念頭に置いている。

5 *Ibid.*, p.10.

6 *Ibid.*, pp.11-12.

7 *Ibid.*, pp.13-14.

ところで、投資者を引きつけようと望む会社が、投資意思決定に有用な情報を投資者に提供しようとの動機を有することは明らかである。投資者の投資意思決定は、彼らが投資する会社にとってはきわめて重要であり、持続可能性報告書およびその保証についての彼らの理解や支持はその発展にとっても、きわめて重要である。大規模な機関投資家は、個別にもしくは取引会社と共同で「倫理的」な投資政策を追求するかもしれないが、一般投資者にとっては、かかる行動をとることが困難なことはないまでもない。こうした状況のもとで近年では、会社を「善良な市民」として識別し、行動および報告に関する規準に照らして会社を格付けしようとするいくつかの指標もみられるようになってきた。行動的な投資者や株式仲介人は、時として、会社に対して会社の責任規準に適合するよう仕向けるのであって、これらの規準のひとつとして、政策および報告実務の一要素としての保証を得るといことが含まれるのである。

ところで、2002年に国連の持続可能な発展に関する世界サミット(WSSD)がヨハネスブルグで開催された際、主要国の政府は、自発的な意思のもとに、社会および環境にかかるパフォーマンスを改善するよう産業界を奨励していくことに同意した。このような合意のもとで持続可能性報告を促進しようとの各国政府の自発的取り組みは、かかる報告を単に義務づけるだけの単純なものから、そうした報告の様式に関する包括的な指針を公表するものまで、多様に異なっている。一般に、こうした自発的取り組みはうまくいっており、政府にほとんど何らのコストももたらさないが、実施が不十分な場合には法的要請が行われることになり、少なからず社会的コストが発生することになる。法的要請は、どのように報告を行うべきかを定めた直接的なものになるか、あるいは、例えば(年金基金といった)主要な投資者に対して、彼らの投資政策に対応する範囲で、持続可能性に関する論点を会社の財務報告において開示するよう要請するといった間接的なものいずれかとなろう。間接的な法規制の重要性は、それが持続可能性報告を強力に促進するという点にあるが、実務がなお発展の途上にあるときは、それは報告に対して弾力性を許容することになってしまう可能性がある。したがって、保証に関する法的強制は、直接的な法的要請をより必要とするのであって、規制主体としての政府がステークホルダーのひとつとして位置づけられる所以である。

なお、政府から独立した非政府組織(NGO)は、自ら様々なキャンペーンを展開することにより、投資者およびさらに多くの情報を要求する政府に多大な影響を及ぼしているが、企業は、こうしたNGOの報告による潜在的なダメージに対抗すべく、企業自身がよりバランスのとれた情報と看做すものを開示し始める。NGOは、企業に依存することなく、自ら必要とする情報を入手し、検証することができるし、企業により提供された情報が検証されていない場合には、当該情報を拒否もしくは拒絶するかもしれない。のみならず、NGOは、保証付与者の独立性と適格性を評価するよう要求するかもしれないのである。その意味で、NGOは、持続可能性報告書の保証付与に関わる重要なステークホルダーのひとつとして明示的に位置づけられる。

(4) 保証に関わる国際機関およびその見解⁸

周知のように、現状では、持続可能性報告書にかかる一般に認められた報告フレームワークは存在せず、報告される業績についての個別的な側面に関する多くの規準が存在するにすぎない。例えば、企業が発展途上国における農業労働者の雇用条件に関して報告しようとする場合に、方針や手続については詳しく記述することができるかも知れないが、国際労働機関(ILO)が2001年に開催した会議お

8 *Ibid.*, pp.15–21.

よび農業における安全と健康に関する勧告に規定された最低限の規準を企業が充足しているということを主張する方が、会社にとっては、より情報提供的であろう。いずれにせよ、現在のところ、EUのいかなる国においても、法律は持続可能性報告書にかかる保証に関して何らの規制も行っていない。したがって、財務諸表監査とは異なり、何人でも保証を付与することができるし、またそのプロセスにかかる規準もまだ整備されていないのである。かかる状況のもとで、いくつかの国際機関は、持続可能性報告書の保証に関する公表物を公表してきたが、そのうちのいくつかは保証プロセスに直接関連するものであり、他のものは、それが存在するコンテキストについて言及している。いずれにせよ、持続可能性報告書に対して会計専門職に保証を付与させる場合には、財務諸表監査のプロセスに適用される規準と同様の厳格な品質管理と倫理基準に従わなければならないのであって、国際機関が公表してきたステートメントも、かかる視点から規制を行おうとしていることは明らかである。

これらの国際機関のうち、監査・保証業務に関する国際基準の設定においてもっとも重要な役割を果たしているのが国際会計士連盟(IFAC)であることはいうまでもない。国際会計士連盟は、118カ国158の会計専門家団体を包摂し、商工業、政府および教育機関等を監査する250万人の会計士を代表する組織であって、その活動および運営は、それに依存する外部組織あるいは業務に影響を与える外部組織の代表が行い、当該組織と密接な関わりを有している。国際会計士連盟に設置された国際監査保証基準審議会(IAASB)は、国際会計士連盟の援助のもとにある独立の基準設定主体であって、保証業務に関する国際基準である「歴史的財務諸表の監査およびレビュー以外の保証業務」を公表している。これは監査や保証業務にかかる核となる基準であって、持続可能性報告書に対する保証業務のために利用される基本原則と重要な手続を定めている。

また、国際会計士連盟の公表する国際監査基準(ISA)には、基礎的諸概念だけでなく、各種の監査手続や技術をも網羅する詳細な基準が含まれており、それは、専門家の業務や内部監査にかかるものにまで拡大されている。これらの指針が、保証業務を実施する人々によって参照されることはいうまでもない。

国際監査保証基準審議会は、「保証業務に関する国際基準(ISA100)」を公表した後、保証概念とりわけ「合理的保証」概念についての議論および研究を継続してきた。そして、その成果として、2004年1月に「保証業務に関する国際的フレームワーク」および「保証業務に関する国際的フレームワーク：歴史的財務情報の監査およびレビュー以外の保証業務の改訂版(改訂版 ISAE300)」をISA100およびISA120に代わるものとして公表するに至ったのである⁹。これらのステートメントで提示された新たな概念は、持続可能性を含めた広範な非財務的・主観的事項に対する保証を得るための会計プロフェッションにとっての基礎として作成されたものであり、とくにフレームワークは、保証業務の要素や客観性について定義し、記述するとともに、国際監査基準等が適用される業務について明示しているのである。国際監査保証基準審議会は、特定の主題事項に対する詳細な指針を提供することを期待されているし、またそれは、それが内部コントロールに対する保証や持続可能性報告書に対する保証を取扱うプロジェクトの実施を考慮するであろうということを述べている。

ところで、フレームワークは、2つのタイプの保証業務、すなわち、合理的保証業務と限定的保証業務について言及しているが、前者の業務は、持続可能性報告書に対する保証報告書を公表するための業務との関連において重要な意味を有している¹⁰。ここで合理的保証とは絶対的な保証を意味するものではなく、その目的は、業務の状況において重要な誤謬を摘発し損なうリスクを容認できる低い水準まで縮減することにある。限定的検証においては、重要な誤謬を発見し損なうリスクがある程度

9 これら一連のSASについては、IFAC, *Handbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements*, 2007ed.を参照されたい。

高くても容認されるが、結果として、それが意味のある保証水準を得るものでなければならないことは当然である。これら2つのタイプの業務は、独立の保証提供者により用いられる保証報告書の様式によって明確に区別されており、限定的保証を表明する場合には、消極的意見表明形態が用いられることはいうまでもない。

フレームワークのもとでは、保証の付与者は、上述の2つのカテゴリーのいずれかに属する保証業務の実施を認められているが、その際には、意図された利用者に対して保証の特質と限界についての明確な理解を与えることが要求される。さらに、フレームワークは、主題事項が適切でなく、報告内容を評価するために利用される規準が適切でなければ、保証業務として承認できないということを明確にしている。したがって、持続可能性報告書のように主題事項が識別可能で、かつそれを支持する証拠が利用可能であるような場合には、報告主体によって用いられる規準が保証付与者に対して問題をもたらすことになるであろう。すなわち、規準が目的適合的で、完全で、信頼できる、中立的な、かつ理解可能なものでなければ、保証を付与できないのである。結果として、このことが持続可能性報告書の提出を妨げ、あるいは持続可能性報告書をもっぱら「PRの手段」として利用させることになってしまっているのである。

(5) 長期的な将来ビジョン¹¹

さて、2002年に南アフリカ共和国のヨハネスブルグで開催された「持続可能な発展に関する世界サミット」において採択された宣言は、社会のすべての分野は、世界の資源が保全され、繁栄と健康がすべての人々の手に届くような将来を築くことにおいて、それぞれの役割を有していることを明らかにしている。そのうえで、その正当な活動の追求において大規模企業も小規模企業もともに均衡のとれた持続可能な地域および社会の発展に貢献する責務を有していること、およびプライベートセクターの会社には環境に関する透明性の高い、安定的で、規則的な説明責任を果たす必要性が存在することを明示しているのである。

かかる認識のもとで、フレームワークは、持続可能性に関する報告および保証に関する長期的な理想的将来像は、持続可能性報告書が財務報告と同様に確立され、保証の付与された会社報告を通じて、民間部門の会社が均衡のとれた持続可能な地域および社会の発展に実際に貢献しているかに関して、ステークホルダーが信頼性をもって評価できるようになることであると述べている。そのうえで、こうした状況に導くためには、広範に承認された報告規準、信頼しうる保証付与の専門家および保証業務のための効果的な規準の利用が必要不可欠であることを改めて主張するのである。ただし、ここで留意すべきは、フレームワークは、必ずしもすべての企業に対して持続可能性報告書の作成を求めているわけではないということである。フレームワークは、あくまでも比較的強いインパクトを有する企業による報告によって公的な利益が適切に実現されるであろうということを示している。

以上、FEEの公表したステートメントの内容のうち外延的な部分について紹介してきたが、続いて、保証付与者、現行の保証実務から生じる問題点といった、保証の内実に関わる部分につき、節をあらためて訳出し、その内容を紹介していくことにしたい。

10 異なる監査対象に対する、異なった保証業務のあり方に関する IFAC の研究として重要なものに *The Determination and Communication of Levels of Assurance Other than High* があげられる。なお、このステートメントの詳細については、内藤文雄「財務諸表に対する中位水準の保証の決定要因」『国民経済雑誌』第187巻第7号を参照されたい。

11 *op.cit.*, p.21.

③ 保証に関する近年の状況

(1) 保証付与者¹²

すでに述べたように、本ステートメントは、持続可能性にかかる報告形態が多様であることを容認しているが、持続可能性報告書が財務諸表を含めた年次報告書で開示される場合には、財務諸表の監査人の報告書において、たとえ明示的でないにせよ、何らかの保証が付与されることになる。というのも、監査人は、財務諸表を含めた年次報告書全体について関心をもっているからである。その意味で、非常に限定された範囲であるとはいえ、財務諸表の監査人は、持続可能性情報についての保証付与者であるともいえる。ただし、監査人は、その際、財務諸表監査におけるとは異なる水準の別個の保証を付与することになるという点に留意する必要がある。

他方、利用者はたとえ第三者による明示的な保証がなくとも、持続可能性報告書に関して何らかの満足を見いだすであろう。というのも、内部監査機能の関与とか、会社の報告書の作成にあたって特定の行為指針が採用されていることや会社のマネージメントシステムに対する認証を開示するといった、内部的な保証メカニズムの開示を通じて一定の満足が得られるからである。

(2) 財務諸表に関わる保証の展開¹³

2007年から EU の上場会社に対して一般に利用される国際財務報告基準が、多くの資産および負債について、歴史的な原価ではなく、主観的に測定された「公正価値」で評価することを要求したことから明らかのように、監査人は、財務諸表の内容に関して顕著な変化に直面している。持続可能性に関連する情報開示も、いまや財務諸表で必要とされるようになってきた。というのも、貸借対照表には温室ガス排出取引に関わる財務上の指標が含まれているからである。持続可能性情報の重要性を財務諸表上で認識することは、企業による包括的な報告に対する株主やステークホルダーの信頼を高め、その取引を促進することになるが、他方で、財務諸表があまりにも「過重な記載」になりすぎないように配慮が必要である。

将来の持続可能性報告書のあり方に関する最近10年間の発展は、ビジネスについて論じ、解釈するための資料を年次報告書に包括したことである。例えば、イギリスでは、上場会社は、経営およびそのリスクについて記載した、取引および財務にかかるレビュー(OFR)の作成を企業に求めているが¹⁴、これには、環境およびその他の持続可能性についての論点が含まれている。監査人は、OFR と財務諸表との首尾一貫性について検討する責任を有しているけれども、これまでは、OFR 自体を監査すべしとの要請は存しなかった。しかし、イギリス政府は、OFR の内容の拡充と保証の付与の範囲の拡大について論議し、広く意見を聴取するために、2004年5月には、OFR の作成にあたってどのような原則やプロセスに準拠すべきかを取締役会が決定するのに役立つ実務指針を公表したのである。ここで、監査人は OFR を作成する際に準拠すべきプロセスに対する意見を公表すべき旨提案している。

¹² *Ibid.*, pp.22-23.

¹³ *Ibid.*, pp.23-24.

¹⁴ イギリス通商産業省は、2005年3月21日に「1985年会社法（営業・財務概況報告書および経営者報告書等）規則2005」を制定して、すべてのイギリスの公開会社の取締役に対して、2005年4月1日以降開始する事業年度から、毎事業年度「営業・財務概況報告書（Operating and Financial Review:OFR）」の作成・開示を求めるとともに、当該会社の監査人に対して、OFRに記載されている情報が当該年度の財務諸表と整合して作成されているかどうかに関する意見、および会社の監査人としての機能遂行中に OFR に記載されている情報と整合しない事項に気づいたかどうかに関する意見を自己の報告書に記載することを求めている。イギリスにおける OFR 制度の内容については、山崎秀彦「イギリスに於ける「営業・財務概況報告書(OFR)」の開示と監査人による検証について」『産業経理』第65巻第4号、および「英国におけるリスク情報の開示・保証制度」『会計・監査ジャーナル』第629号を参照されたい。

なお、EU加盟国のいくつかは、財務諸表の含まれた年次報告書において持続可能性報告書を開示すべしとの要請をすでに導入している。例えば、フランスでは、上場会社に対して持続可能性報告書を年次報告書に含めて（あるいは参照する形で）公表するよう要求しているし、オランダでは、財務諸表を内包する経営者報告書において持続可能性情報を開示すべしとの要請を設けている。もちろん、かかる開示の性質およびそれらが監査される範囲については少なからず多様性がみられるが、改訂版第4号指令および第7号指令の実施後、環境報告や知的資産に関わる情報についての開示強化と監査（もしくは）レビューの実施という傾向がみられる。

(3) 現行の保証実務から生じる問題点¹⁵

持続可能性報告書に対する保証の付与という問題を考えるにあたって念頭に置くべきことは、保証の内容として何が報告されるのか、どのように報告されるのかに依存するという点である。また、それは、報告がペーパーベースで行われるのか、それともインターネットを通じて行われるのか、1年に1回以上の頻度で行われるのかといった点にも依存するであろう。本ステートメントにおいては、現行の実務についての詳細なサーベイは行わないが、これについては、ヨーロッパ持続可能性報告賞(ESRA)を付与された企業の持続可能性報告書に付された保証報告書を参照することが有益であろう。なぜなら、それらは現行実務におけるベストプラクティスを代表するものと考えられるからである。現状では、保証基準が存在しないことにより、保証の形式や内容について標準化が欠如しているが、近年公表された報告書は、それ以前に公表されたものに比べれば、より精緻化されてきているといえる。しかし、比較的最近の基準が用いられている場合であっても、なお報告上の多様性は著しいのである。

いずれにせよ、保証報告書の利用者は、保証者が信用できるかどうか、持続可能性報告書にかかる保証報告書はどのようなものであるのかという2つのことに関心を有している。したがって、ここでは、まず、この問題についてみておくことにする。

(i) 保証付与者に対する信頼

持続可能性報告書の利用者は、報告主体である会社が自己に都合の良い情報だけを開示しているのではないか、あるいは報告される事項を何らかの方法で歪曲するのではないかと懐疑的である。かかる状況のもとで保証を付与する場合、利用者が保証付与者に何らかの信頼を置かない限り、保証付与者による保証報告書はほとんど何らの価値ももたない。この場合、保証付与者は、透明性の確保と説明責任を果たすことを通じて、利用者との間で信頼関係を築くことが可能になる。保証付与者の正直さと誠実さ、クライアントからの独立性、および業務を引き受けることのできる能力に関して保証報告書上で開示を行うことは、かかる信頼関係を築くうえできわめて有用である。その際、保証付与者の適格性については、保証における専門性と主題事項にかかる様々な技術上の問題や領域的に広い業務を遂行しうる能力とに細分される。

(ii) 持続可能性情報に対する報告

利用者は、当然のことながら、持続可能性報告書が真実な情報を記載していること、およびそれが重要な事項を放逐していないことを期待している。もちろん、単純な事実について真実を確保することはそれほど困難ではないが、多くの場合、ディスクロージャーの真実性は測定および開示のための基準に照らして判断されるべきであることから、持続可能性報告書にかかる保証の付与の場合のように、適切な規準が存しなければ、潜在的な開示の包含にかかる境界ないし受容程度を決めることは困

15 *Ibid.*, pp.25–29.

難である。

持続可能性報告書にかかる保証報告書の利用者にとってのさらなる問題は、彼らが保証付与者の意見に対して、果たしてどの程度の信頼を置くことができるかということである。これは、彼らの保証付与者に対する信頼ということだけでなく、彼らが行った業務にもとづいて、保証付与者が自己の意見に与える確実性の程度に依存する。これは、しばしば「保証水準」の問題として言及されるが、かかる確実性の程度は、保証報告書の文言の伝達およびそのインプリケーションによって伝えられることになる。

(iii) 勧告および助言

持続可能性報告書の利用者は、保証付与者が持続可能性報告書の主題事項に直接関連しないような業務、例えば、業務の遂行中に発見した事項の伝達といったことについても関心を有している。保証付与者が報告された事項に関する専門性を証明することができれば、持続可能性報告書におけるそうした事項の価値は高められることになる。一般に、経営者に対する建設的なアドバイスが私的になされる財務報告においては、かかる開示は通常行われない。

(iv) 時間をかけての変化

より特殊な保証基準が IAASB によって公表されない限り、保証報告書の日付が2005年1月1日以後である場合には、持続可能性報告書にかかる保証報告書の文言は、改訂された ISAE3000（歴史的財務諸表の監査もしくはレビュー以外の保証業務）を参照することになる。また、当該保証報告書は、その最後において、保証水準が高位もしくは中位のいずれであるかについて言及することになる。他方、個々の結論については、合理的な保証もしくは限定的保証のうちのいずれかが、適切な形態で表現されるべきであろう。

(v) 持続可能性報告書における保証のインプリケーション

持続可能性報告書には、利用者が自ら何らかの保証を引き出しうると信じるような記述を含めることができる。例えば、インターネットで一般に利用可能な持続可能性報告書のなかで、内部監査部門の関与、業績に関する上級経営者のコメント、倫理的投資指標のメンバーシップ、各種の賞の受賞歴、産業規制機関の関与、EMAS といった関連機関への登録、および環境マネージメントシステムのような ISO の認証取得等にかかる記述が見い出される。持続可能性報告書上の、かかる記述の有するインプリケーションは十分に考察に値する。例えば、特定の行為規定に関していえば、あるものは特定の産業で発展させられ、一般的適用はなされておらず、他のものは、それらの検証者として行動しようとする組織によって発展させられるであろう。いくつかの開示については保証報告書の範囲内に含まれようが、利用者は、かかる開示の重要性、外部の保証付与者の業務とそれらとの関係、したがって、持続可能性報告書におかれる信頼性の程度に関して疑いを抱いたままである。

4 むすび—FEE ステートメントの要請と本ステートメントの意義

本ステートメントは、会社が自社の持続可能性についてのパフォーマンスを報告すべきであるということ、およびその保証は報告の重要な一部であるということについてのグローバルな理解に向けての明確な進展がみられるとの認識のもとで、持続可能性報告書に対する保証に関わる多くの集団に対して、下記の行動をとることを要求している¹⁶。すなわち、

- 保証付与者およびすべてのステークホルダーに対して、持続可能な発展を追求するという目的に関

¹⁶ *Ibid.*, pp.30–34.

して互いに協力すること（このことは持続可能性についての報告およびそれに対する保証に関して、基準設定主体にまで拡大することが要求される）。

- 保証付与者およびすべてのステークホルダーは、持続可能性報告書の重要性が高まっていることを認識していないコミュニティの人々に現状を知らせ、教育するという目的をもってその知識を共有させること。
- 保証に関する基準設定主体は、会社が持続可能性報告書に対して増加的アプローチを採用している状況において適用しうる保証基準に対するニーズを認識すること。
- 報告主体、および適切な場合には、独立の保証付与者は、当該報告書の有用性、および当該事項と独立の保証付与者との間の関係についての明確な理解を与えることができるように、インプリシットな保証についての開示を改善すること。
- 報告主体および保証付与者は、ステークホルダーが保証付与者の独立性の程度を評価することができ、かつそれが伝達された保証に対して有するインパクトを評価できるように、独立性に関する状況についての十分な情報を開示すること。
- 報告主体および保証付与者は、持続可能性報告書に対する保証についての明確な理解を利用者に与えるために、共同して業務を行うべきであること。
- 保証に関する基準の設定主体は、彼らの公表物についての単一言語の説明および技術的用語を利用可能にし、結果として、大部分の利用者がそれらにアクセスし、理解できるようにすること。
- IFAC は、持続可能性に対する保証のための高品質で利用しやすい基準を提供するために他の団体と共同して迅速に行動すること。
- IFAC は、国際実務ステートメント1010「財務諸表の監査における環境事項についての考察」が持続可能性にかかる事項にまで拡張されるべきかどうか考察すること。
- GRI は、保証の重要性を認識し、保証についての基準設定主体を援助するために、この領域における経験を維持し続けること¹⁷。
- 報告主体は、報告基準を伝達するにあたって利用者の情報ニーズに適合すること。
- 報告主体は、規則もしくはそれに類するものを参照する場合には、ステークホルダーがそれらの意義について理解できるようにするため、また関連する何らかの保証が存在するか否かについて理解できるようにするために、その内容について十分な開示を行うこと。
- NGO およびその他の組織は、保証の付与に関わりをもつ組織および組織メンバーの認識を高めること、および基準設定者は、保証基準が彼らのニーズに対応することを確実ならしめるよう取り組むこと。
- 基準設定者は、基準の発展に対する高度の参加を達成すべく、ステークホルダーの関与に向けての積極的なアプローチを採用すること。
- 立法者、基準設定主体およびその他影響を受ける人々に対して、責任問題についての理解を高めさせ、行動する際にそれらを考慮に入れさせること。
- 会計専門家団体に対して、それらの専門的試験の内容を決定するにあたって、彼らが必要な適格性と認識していることを確実ならしめるのに十分に、持続可能性に対する保証についての理解を高め

17 GRI (Global Reporting Initiative) は、企業の持続可能性報告書の作成・公表に関するグローバル・スタンダードの形成を目的として、世界各国の企業、国連組織、NGO、会計職業専門家団体およびコンサルティング会社等により結成された独立組織であって、すでに持続可能性報告書のためのいくつかのガイドラインを公表しており、この分野において主導的役割を果たしている。GRIの公表したガイドラインである *Sustainability Reporting Guidelines*, 2002、については、拙稿「持続可能性報告書のためのガイドライン」『甲南経営研究』第45巻第2号（2004年）において、用語説明および付録を除いた主要部分について訳出されているので参照されたい。また、その内容については、拙稿「持続可能性報告書に対する保証の付与に関する一考察－地球レポートイニシアティブ(GRI)の公表したガイドラインを中心に」『会計』第166巻第2号（2004年）において詳解されているので、併せて参照されたい。

ること。

- EU は、EU レベルでの法制化以前に、財務諸表を含めた年次報告書において持続可能性情報を開示するよう求める国内法制のインパクトを綿密にモニターすること。
- 投資家の組織は、参入あるいは格付けにかかる基準を作成する際に、保証の存在や性質に対してウェイトを与えること。
- 各種の基金や研究団体は、優先的事項として、持続可能性報告書に対する保証報告書に関する規定を公表すること。

このように、本ステートメントは、持続可能性報告書に対する保証の付与に関して、その制度化に向けての具体的な提言を行うことにより、従来よりも積極的な関与の姿勢を示しているといえる。もちろん、かかる FEE ステートメント自体は何ら法的拘束力をもつものではないが、それが IFAC やその他の団体に影響を及ぼすことにより、ここに示した要求は、いずれ何らかの形で社会に根付いていくことが予想される。

経済社会における企業のプレゼンスの高まりに応じる形で、今日企業が果たすべき説明責任は従来にも増して大きくなっており、社会関連情報を主とした持続可能性報告書を通じた情報開示の重要性は今後ますます高まっていくことが予想される。こうした状況のもとで公表された FEE の一連ステートメントは、開示情報の多様化と保証水準の多様化という監査固有の問題に対して、新たな課題を提起するものといえる。持続可能性報告書の開示と保証の付与の制度化に向けての検討は、ますますその重要性を高めていくことになろう。